

## 令和5年第2回農業委員会総会議事録

開催 日時	令和5年2月21日	自	13時42分																																								
		至	14時17分																																								
場所	壮 警 町 役 場          大 会 議 室																																										
出席 状況	<p>出席委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 10%;">番</td> <td style="width: 15%;">清 水</td> <td style="width: 15%;">俊 一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> <td>番</td> <td>岩 倉</td> <td>隆 子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>番</td> <td>畠 山</td> <td>恵美子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>4</td> <td>番</td> <td>岩 倉</td> <td>賢 一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>5</td> <td>番</td> <td>松 本</td> <td>敏 春</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>6</td> <td>番</td> <td>佐 藤</td> <td>慶 太</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>7</td> <td>番</td> <td>堀 口</td> <td>英 男</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>8</td> <td>番</td> <td>南</td> <td>和 孝</td> </tr> </table>			委員	1	番	清 水	俊 一	委員	2	番	岩 倉	隆 子	委員	3	番	畠 山	恵美子	委員	4	番	岩 倉	賢 一	委員	5	番	松 本	敏 春	委員	6	番	佐 藤	慶 太	委員	7	番	堀 口	英 男	委員	8	番	南	和 孝
委員	1	番	清 水	俊 一																																							
委員	2	番	岩 倉	隆 子																																							
委員	3	番	畠 山	恵美子																																							
委員	4	番	岩 倉	賢 一																																							
委員	5	番	松 本	敏 春																																							
委員	6	番	佐 藤	慶 太																																							
委員	7	番	堀 口	英 男																																							
委員	8	番	南	和 孝																																							
	欠席委員																																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局長                      齋 藤      誠 士</li> <li>・ 課長補佐                      谷田部      剛</li> <li>・ 主      事                      山 田      和 樹</li> </ul>																																										
議事 日程	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第3号 壮警町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について</p>																																										
備考	<p>議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 10%;">番</td> <td style="width: 15%;">佐 藤</td> <td style="width: 15%;">慶 太</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>7</td> <td>番</td> <td>堀 口</td> <td>英 男</td> </tr> </table>			委員	6	番	佐 藤	慶 太	委員	7	番	堀 口	英 男																														
委員	6	番	佐 藤	慶 太																																							
委員	7	番	堀 口	英 男																																							

# 議 事 録

・会長挨拶の後、令和5年第2回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 南 和 孝

続いてですね、日程第4の内、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

日程第4の内、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明。

## 1 土地の表示

所在	壮警字●●●●	公簿	●	現況	●	●●●●	m <sup>2</sup>
	●●●●		●		●	●●●●	m <sup>2</sup>
						計	●●●● m <sup>2</sup>
				畑		計	●●●● m <sup>2</sup>
				合		計	●●●● m <sup>2</sup>

区分 民地

譲渡人 ●●町●●—●●

●● ●●

世帯員男女 男●名 女●名 計●名

農従専男女 男●名 女●名 計●名

経営状況

区分	民地				
自作地	田●●●●	m <sup>2</sup>	畑●●●●	m <sup>2</sup>	計●●●● m <sup>2</sup>
賃借地	田●●●●	m <sup>2</sup>	畑●●●●	m <sup>2</sup>	計●●●● m <sup>2</sup>

譲受人 ●●町●●—●●

●● ●●

世帯員男女 男●名 女●名 計●名

農従専男女 男●名 女●名 計●名

家畜牛馬 ●●

経営状況

区分	民地				
自作地	田●●●●	m <sup>2</sup>	畑●●●●	m <sup>2</sup>	採草地●●●● m <sup>2</sup>

		計●●●●●m <sup>2</sup>
賃借地	田●●●●●m <sup>2</sup> 畑●●●●●m <sup>2</sup>	計●●●●●m <sup>2</sup>
契約の内容	売買 ●●●●●円(反●●●●●円)	
申請の理由	譲渡人 相続により農地を取得したが、譲渡人は●● で居住しており耕作できないため。 譲受人 経営規模拡大のため。	

提出されました農地法第3条の規定による許可申請について補足で説明をいたします。

売買する地番、面積、地目は議案のとおりで、価格は●●●●●円で反当たり●●●●●円となり、全て自己資金で購入されます。

この場所は、昨年9月の農業委員会総会で議決されております農地2筆の残地になります。

農地台帳上は山林原野と当時はなっておりました。

所有者の●●が9月の総会で決議をした許可指令奥書を法務局に提出した際、法務局より残地部分の面積が確定しなければ所有権移転登記はできないとというお話をされ、●●と●●は土地を売却することについて既に話合いがついているということであったため、●●の方から何とか方法は無いでしょうかとの相談を受けたところです。

この取扱いについて会長と協議いたしまして、地区担当委員3人で現地確認をしていただき、農地に戻すことが可能と判断されれば、農地法第3条の許可申請書を提出してもらい以外に方法は無いということになりまして、11月28日に地区担当委員南会長、堀口代理、岩倉賢一委員の3人で現地を確認していただきまして、農地に戻すことは可能と判断されております。

その旨を●●に説明し、農地法第3条の許可申請書が提出されたものでございます。

今回農地に戻す地番と面積は、字●●-●●は●●●●●m<sup>2</sup>、字●●-●●は総面積●●●●●m<sup>2</sup>の合計●●●●●m<sup>2</sup>となります。

これにより、字●●-●●は総面積●●●●●m<sup>2</sup>全てが農地に戻ります。同じく字●●-●●は総面積●●●●●m<sup>2</sup>のうち、●●●●●m<sup>2</sup>が農地になりますが、差し引きの●●●●●m<sup>2</sup>につきましては平成22年度に携帯電話の基地局の敷地とし耕作できないと判断し農地には戻しておりません。

携帯電話の基地局の敷地部分については、●●が●●●●●m<sup>2</sup>を証明する書面をもっているため、法務局もその件については了解していると聞いております。

9月の総会で許可している部分と合わせることにより、農地の売買の所有権移転登記を進めて頂きたいと思っておりますので、事情ご理解いただき

きまして、審議をお願いしたいと思います。  
長くなりましたが、説明は以上です。

議長 南 和 孝

それでは農地法第3条の規定による許可申請について説明が終わりましたのでご意見、ご質問を伺います。  
特にご意見ご質問ございませんか。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

それでは、特に発言がなければ、農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定することにご意義ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に日程第4の内、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明願います。

事務局長

議案第2号、農業経営基盤強化促進第18条の規定による、農用地利用集積計画の決定について説明。

○利用権設定関係

整理番号 7 8 9

設定者 ●●町●●—●●  
氏名 ●● ●● (代表者)  
設定者 ●●町●●—●●  
氏名 ●● ●●  
設定者 ●●町●●—●●  
氏名 ●● ●●  
設定者 ●●町●●—●●  
氏名 ●● ●●  
経営農用地面積 ●●●●●m<sup>2</sup>  
設定地 壮瞥町字●●●●

地目 ●●●●●m<sup>2</sup>

計 ●●●●m<sup>2</sup>

設定を受ける者 ●●町●●—●●●  
氏名 ●● ●●●  
経営農用地面積 ●●●●m<sup>2</sup>  
種類 賃貸借  
内容 ●  
始期～終期 公告の日から令和9年12月31日  
借賃 ●●●円  
支払方法 年末口座振込

共有地のため利用権の設定する者が4人いらっしゃいますが、●●の持分が一番多いことから、今回4人の代表者となっております。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。説明は以上です。

議長 南 和 孝

それでは説明が終わりましたので、整理番号789号についてご意見、ご質問を伺います。ご意見、ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声多数 —————

議長 南 和 孝

それでは、特に発言がないようなので、整理番号789号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「よろしい」という声多数 —————

議長 南 和 孝

それではご異議なしと認め整理番号789号については原案のとおり決定いたします。

次に日程第4の内、議案第3号、壮瞥町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

令和4年3月の総会において、壮瞥町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を制定しておりますが、令和5年4月1日施

行の農業委員会法の改正の内容を反映させるための修正が必要となり、北海道からは令和4年度末までに修正を行うよう文書が農業委員会に送付されております。

議案の修正部分でございますが、削除の部分につきましては、黒線で抹線しております。

また追加する部分につきましては朱書きとしております。

それでは1枚目から説明をいたします。

まず、第1では、今後作成する「地域計画」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案による、改正後の農業経営基盤強化促進法の規定に基づき市町村が農業者等これは農業者や、農協、農業公社等が含まれますが、これらとの協議を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化、公表し、令和5年度中に示される北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を受け、町が10年後に目指す農地の状況を示す目標である壮瞥町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定することについて述べております。

続きまして次のページ、第2の2では、表のこれまでの令和5年度と令和8年度8月の目標についてを、3年後、令和7年度と令和14年8月に変更し、これまでの人・農地プランから地域計画への見直し・作成・農地中間管理機構、これは北海道農業公社のことを指しますが、農業公社を通じた利用権設定、担い手への農地利用の集積・集約化も評価方法について述べております。

続きまして次のページ、第3では、表のこれまでの令和5年度と令和8年度の目標について先ほどと同様に、3年後、令和7年度と令和14年8月に変更し、農業委員や農地利用最適化推進委員が新規就農希望者の情報収集に努める、企業の農業参入や新規参入の促進の評価方法、地域計画の目標達成のための役割等を記載しております。

なお、この指針は令和5年4月1日より適用したいと思います。

説明は以上です。

議長 南 和 孝

それでは、ただいま事務局長が説明をいたしました、壮瞥町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」これの修正について、ご意見、ご質問を伺います。

ご意見、ご質問等ございませんか。

2番 岩 倉 隆  
議長。

議長 南 和 孝  
はい、2番 岩倉委員

2番 岩 倉 隆  
2番岩倉です。

今ざっくりチラッと見てたんですけれども、参考の資料の中で担い手育成・確保ってあるんですけども、後ろから3枚目くらいなんですけど、令和4年度で●●戸の農家で目標14年度にまだ●●戸位とあるんですけれども、まあ新しい新規就農、だいたい色々したにしても、10年後に●●戸位ですむのかなと思いつつながら。他の方は見てないんですけど今チラッとみたら、こういう風になってたんで。

目標だからいいんだろうけどそのへんはどうなんでしょうね。  
みんな聞いてもらっても。

議長 南 和 孝  
事務局答弁お願いします。

事務局長

答弁をいたします。

まず、前段で説明したとおり、この元となる文章は今年の総会で議決をいただいた部分になります。

それを受けて抹線した部分、黒い線で消した部分と赤くなった部分については、その部分を修正、訂正するという道からの指示に基づいて直しているところでございます。

それ以外の部分の数字についてはですね、基本前回の数値はそのまま継承しており、今回の修正の部分についてその部分は配慮はしておりません。

今委員の方から将来の状況について、あくまでも目標についてと言うことで年々厳しくなる農業経営の環境の中で●●戸という数字が多いのではないかとということであれば、この時と併せてですね、修正をする事は可能だと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 南 和 孝  
2番岩倉委員、今の回答なんですけどもよろしいでしょうか。

## 2番 岩 倉 隆

内容の方はわかりました。

では、もしね、目標値がちょっと私にすればずいぶん違うのかなと思いつながら少しこの場で数字を変えてもいいのかなと思われま。

みなさんが、このままで頑張ろうと言ってくれるのでしたらそのままでもいいと思われま。

## 議長 南 和 孝

ただいま2番岩倉委員からの方からですね、担い手の育成・確保というところの目標の今回年度を改めますけれども、令和14年の8月を目処に総農家数●●戸の内主業農家数●●戸ということでの目標値について将来減っていくのではないかとということでこの数字を下方修正するというご意見なんですけれども、そのご意見に対してみなさんの方からは何かありますか。

当然今の経営者が高齢で、担い手がないということはおそらく多分リタイヤというかたちにはなるかなとは思いますが、逆に新たに新規就農者も、うちの町では数は多くないのでも毎年●戸なり、研修に入ったりしたりですねそういう部分でもプラスマイナスでなんとか維持できるのかなという風にも思いますし。

これはあくまでも目標なので、目標は高く掲げながら委員会としてはですね、担い手を確保したり、あるいは今、現在の経営農家でも実際は自分の息子がいてですね、今、別の仕事に就いていてゆくゆくはUターンして戻ってきてというパターンも最近けっこう見受けられるので、私としては目標はある程度上に掲げている方がいいのかなと思っているんですけれども、まあ目標なのでこの数字が絶対達成しないといけないということではございませんので。

どうでしょうか、ご意見。

この数字のとおり一回、あの年前の農業委員会の中でみなさんの承認を得て、数字というか目標をそう決めたわけなんですけれども今岩倉委員から頂いたとおり修正するかしないかということと、今の目標値でそのままいくかという2つの選択になると思うんですけれども。

いかがでしょうかご意見。

まずこのままでいいのか、それとも訂正するかということになりますとどちらにしましょうか。

修正するのか、まあ今の●●戸という数字を目標に委員会としては承っているということになるかと思いま。

数字を下方修正しますか。どちらの意見かをお願いします。



議長 南 和 孝  
はい、7番堀口委員

7番 堀 口 英 男  
7番堀口です。

3年後10年後のあくまでも目標であって、これが極端に変われば課題として、その時に修正していけばよろしいんじゃないんですかと思います。

議長 南 和 孝

ただいまの堀口委員からですね、あくまでも3年5年後の目標値という数字なので目標ということでこの考え方でいけばこの数字のままでもいいというご意見だったと思うのですけれども、他にご意見ございますか。

1番清水委員はどうでしょうか。目標数字について。

1番 清 水 俊 一

いつでも修正はできるということですよ。

例えば極端な話、現況に合わなくなったんで極端に言えば来年修正ということは可能なんですかね。

議長 南 和 孝

事務局長答弁願います。

事務局長

総会にかけて客観的な数字が出てくればですね、修正することは可能だとは判断しますが、その段階での戸数の何をもって判断するかというところはちょっと数字はあるかと思えますね。

修正はできるかとは思いますが、じゃ何戸減らすかという客観的なものはなかなかすぐには出てこないのかなと思っています。

議長 南 和 孝

基本的には我々が総会にかけて変えていけばいい話なんだろうけど、その変える数字が、例えばここでいう法的な部分でいくと、農林センサスとかそういったキチツとした状況を調べた中で誰が見てもしっかりと数字にするっていうのがあれば、おそらくこうセンサスごとに目標をたぶん修正するというかそれに近いようなふうに改めるということは

可能だと思うんですけども。

1 番 清 水 俊 一

どうしても、その時によって、何かに支障が出てくるようであればその時にみんなで考え直して、そうでなければ目標ですので今の段階でそれでいいんじゃないかなと思うんですけど。

議長 南 和 孝

他にございますか。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

無いようなんですけども、岩倉委員からは下方修正できるならということでしたけれども堀口委員、清水委員からはあくまでも目標値なので、目標の数字としてこのままでいいと、清水委員からはもし支障をきたして例えばこの数字を割って、現実的に割っているようならばその時点でまた下方修正なり委員会にかけて修正するという形の中で進めたらいいじやなかというご意見だったと思います。このままの数字ということでよろしいでしょうか。

————— 「異議なし」という声あり —————

議長 南 和 孝

それでは、目標の数字については前回の委員会の中で皆さんにご承認いただいたこの●●戸、●●戸、●●戸というこの数字の中で目標数値を置いて委員会活動を進めていくということで決定いたします。

本日附議された案件は全部終了いたしました。

なお、引き続き協議を行います。